

理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程

制定	平成24年	3月27日		
改正	平成25年	3月28日	平成25年	6月28日
	平成25年	9月30日	平成28年	9月30日
	平成28年	12月22日	平成30年	3月22日
	平成30年	12月12日	令和3年	3月23日
	令和4年	3月24日	令和5年	3月24日
	令和5年	11月27日		

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員及び役員の報酬等に関する規程（平成23年11月9日制定）第5条に基づき、理事長及び常務理事の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 理事長及び常務理事の報酬額及び役職手当額は、次のとおり支給する。

区分	報酬月額	役職手当月額
理事長	172,010円	当該報酬月額に100分の20を乗じて得た額
常務理事	278,400円	当該報酬月額に100分の13を乗じて得た額

(期末手当)

第3条 理事長及び常務理事には、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対し、基準日以前6箇月以内の期間における者の在職期間に応じて、予算の範囲内において、期末手当として理事長が定める額を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職等によりその職を離れた者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 前項前段の在職期間の算定については、理事長又は常務理事が平塚市又は平塚市の出資団体等を退職後、引き続きその職に就いた場合にあつては、当該退職前の在職期間を含めるものとする。

(勤務時間等)

第4条 理事長及び常務理事の勤務時間は、原則として次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から12月31日まで及び翌年の1月2日から1月3日までを除く。

理事長	毎週の火曜日及び木曜日の午前8時30分から午後4時まで。ただし、業務上、勤務が必要な前項以外の日及び時間は、勤務するものとする。
常務理事	勤務時間は、週38時間45分。勤務時間の割振りは、理事長の指定する週5日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(通勤手当)

第5条 理事長及び常務理事の通勤手当の月額額は、職員の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事長及び常務理事の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、理事長及び常務理事の報酬月額及び役員手当月額は、第2条の表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の報酬月額及び役職手当月額の欄に掲げる額とする。

区分	報酬月額	役職手当月額
理事長	164,300円	当該報酬月額に100分の20を乗じて得た額
常務理事	199,700円	当該報酬月額に100分の13を乗じて得た額

- 3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における理事長の報酬月額は、第2条の表の規定にかかわらず、同表に規定する額からその100分の7に相当する額（1円未満の端数は切り捨てる。）を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成32年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の報酬額の適用を受ける者で、その者の受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達しないこととなるものには、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。
- 3 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間にあっては、前項中「受けていた報酬月額」とあるのは、「受けていた報酬月額（以下この項において「基礎報酬月額」という。）から当該基礎報酬月額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月22日から施行する。
- 2 改正後の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条の表の規定は、平成28年10月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定による内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月22日から施行する。
- 2 改正後の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条の表の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合には、改正前の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月12日から施行する。
- 2 改正後の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条の表の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程を適用する場合には、改正前の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による内払いとみなす。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
（適用期日）
- 2 この規程による改正後の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
（内払）
- 3 改正後の規程を適用する場合には、この規程による改正前の理事長等の報酬の額等及び勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。